

# 提案理由説明書

令和5年9月定例会



本日開会の市議会 9 月定例会に提出いたしました議案のご審議をお願いするにあたり、その提案理由の概要をご説明申し上げます。

議案は全部で 20 件あり、決算案 11 件、承認案 1 件、予算案 3 件、条例案 2 件、契約案 1 件、その他 1 件、人事案 1 件となっております。

以下、議案番号に従い順次、ご説明申し上げます。

最初に**認定第 1 号**から**認定第 6 号**までの決算案の概要について申し上げます。

令和 4 年度を顧みますと、新型コロナウイルスは年間を通じて感染の波があり、市民生活や市内経済・産業にも多大な影響を与えました。

感染症の脅威から市民の生命・生活を守ることを最優先に、国や県による様々なコロナ対策に加え、市内の感染状況や経済状況を見極めた中で市独自の施策にも取り組み、また不安定な海外情勢に起因する物価高騰など新たな課題に対しても、適時的確に施策を展開してまいりました。

そのための財源として、国県補助金や各種基金などあらゆる財源を最大限活用するとともに、経常経費の縮減にも全庁一丸となって取り組んでまいりました。

こうしたなか、令和 4 年度決算を総括しますと、先行き不透明な状況での財政運営ではありましたが、財源を最大限確保して事業展開が図れたこと等により、最終的に財政の健全性が維持された中での、良好な決算を迎えることができました。

これも議員をはじめ関係する皆様のご理解とご協力によるものと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、**認定第 1 号**、令和 4 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和 4 年度の一般会計の決算額は、歳入が 4 4 7 億 7, 4 8 3 万円余、歳出が 4 1 4 億 1, 0 7 1 万円余となりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、3 3 億 6, 4 1 2 万円余となり、形式収支から令和 5 年度への繰越事業に充当する財源 4 億 4, 8 3 8 万円余を差し引いた実質収支は、2 9 億 1, 5 7 3 万円余の黒字となりました。

歳入決算額は、前年度と比較して 9 億 5, 3 6 9 万円余、2. 2 %の増となりました。主な増減要因は、地方特例交付金が 2 億 6, 8 2 5 万円、地方交付税が 3 億 1, 1 4 0 万円余、国庫支出金が 1 7 億 6, 3 9 3 万円余の減となった一方、市税が 1 0 億 6, 0 1 8 万円余、財産収入が 1 8 億 6, 8 5 7 万円余、繰越金が 4 億 6, 9 6 2 万円余の増となったことによります。

歳出決算額は、前年度と比較して、4, 7 3 8 万円余、0. 1 %の減となりました。主な増減要因は、総務費が 2 億 5, 9 2 8 万円余、土木費が 3 億 4, 0 4 4 万円余、教育費が 7 億 2, 7 7 3 万円余の増となった一方、民生費が 1 3 億 1, 3 8 1 万円余、農林水産業費が 1 億 9, 3 1 1 万円余の減となったことによります。

予算に対する歳出執行率は、前年度を 0. 4 ポイント下回り 9 3. 1 %となりました。

令和 5 年度への繰越明許費及び事故繰越しの総額は、9 億 6, 1 5 6 万円余で、総務費及び土木費に係るものであります。

また、令和 4 年度に実施した普通建設事業の主なものは、

市道新設改良舗装事業、防衛施設関連道路整備事業、地域計画関連道路整備事業、板妻南工業団地開発事業、新東名高速道路関連整備事業、西中学校校舎改築事業などでございます。

次に、**認定第2号**、令和4年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費などで、総額68億8,380万円余でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金などで、総額71億2,602万円余となり、歳入歳出差引き2億4,221万円余が翌年度へ繰越しとなりました。

次に、**認定第3号**、令和4年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳出の主なものは、救急医療センターの管理運営に係る総務費、診療に要した医業費で、総額5億2,231万円余でございます。

歳入の主なものは、診療収入、証明等手数料、小山町負担金及び一般会計からの繰入金で、総額5億3,469万円余となり、歳入歳出差引き1,238万円余が翌年度へ繰越しとなりました。

次に、**認定第4号**、令和4年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳出の主なものは、保険給付費、地域支援事業費などで、総額61億7,965万円余でございます。

歳入の主なものは、第1号被保険者の保険料、国・県の負担金、支払基金交付金などで、総額66億5,354万円余となり、歳入歳出差引き4億7,389万円余が翌年度へ繰越しとなりました。

次に、**認定第 5 号**、令和 4 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で、総額 10 億 9,947 万円余でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料などで、総額 11 億 300 万円余となり、歳入歳出差引き 352 万円余が翌年度へ繰越しとなりました。

次に、**認定第 6 号**、令和 4 年度御殿場市公設浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳出の主なものは、浄化槽設置に要した事業費で、総額 1 億 1,372 万円余でございます。

歳入の主なものは、浄化槽使用料、国・県補助金、地域振興推進基金等を繰入れた一般会計からの繰入金等で、総額 1 億 2,849 万円となり、歳入歳出差引き 1,476 万円余は、地方公営企業法の適用により、御殿場市公設浄化槽事業会計に引き継いだところでございます。

次に、**認定第 7 号**、令和 4 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

収益的収支につきましては、収入が給水収益、その他営業収益などの 16 億 5,141 万円余に対して、支出は、施設の維持管理費、減価償却費などの 12 億 2,736 万円余で、3 億 6,331 万円余の純利益が生じました。

また、資本的支出の主なものは、建設改良費及び企業債償還金で、総額 8 億 1,497 万円余でございます。これらの財源として、他会計負担金、工事負担金の資本的収入 3,851 万円余を充て、残りの不足額につきましては、損益勘定留保資金等

で補填いたしました。

なお、当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、5億1,885万円余のうち、1億5,554万円余を自己資本金へ組み入れ、3億3,241万円余を建設改良積立金へ、1,000万円を災害準備積立金へ積立て、2,090万円を一般会計納付金として納付いたします。

次に、**認定第8号**、令和4年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

収益的収支につきましては、収入が給水収益、受取利息などの7,301万円余に対して、支出は、施設の維持管理費などの4,121万円余で、2,889万円余の純利益が生じました。

また、資本的支出は、建設改良費で、3,185万円余でございます。この財源につきましては、建設改良積立金等で補填いたしました。

なお、当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、4,638万円余のうち、1,748万円余を自己資本金へ組み入れ、2,889万円余を建設改良積立金へ積立させていただきます。

次に、**認定第9号**、令和4年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収支につきましては、収入が給水収益、他会計補助金などの7,313万円余に対して、支出は、施設の維持管理費などの7,313万円余で同額となり、純利益及び純損失は生じませんでした。

また、資本的支出は、建設改良費で、2,306万円余でございます。この財源につきましては、他会計補助金等2,306万円余を充てました。

次に、**認定第 10 号**、令和 4 年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収支につきましては、収入が下水道使用料、他会計負担金等の 10 億 8,516 万円余に対して、支出は、施設の維持管理費、減価償却費等の 10 億 9,178 万円余で、3,029 万円余の純損失が生じました。

また、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金で、総額 13 億 5,152 万円余でございます。これらの財源として、受益者負担金、国庫補助金、他会計負担金及び補助金並びに企業債の資本的収入 10 億 1,460 万円余を充て、残りの不足額につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、**認定第 11 号**、令和 4 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

収益的収支につきましては、収入が使用料、他会計負担金等の 7,729 万円余に対して、支出は、施設の維持管理費等の 6,910 万円余で、810 万円余の純利益が生じました。

また、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金で、総額 1,361 万円余でございます。これらの財源につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

なお、当年度未処分利益剰余金の処分につきましては減債積立金へ積立させていただきます。

次に、**承認第 8 号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法の規定に基づき、去る 7 月 14 日に専決処分により補正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求める

ものでございます。

令和５年度御殿場市一般会計予算の補正は、７，０００万円の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ４００億７，５００万円としたものでございます。

補正の背景といたしましては、第３号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出は、漬物製造等事業継続支援事業の増額でございます。

歳入は、基金繰入金の増額でございます。

次に、**議案第３８号**、令和５年度御殿場市一般会計補正予算（第５号）について申し上げます。

今回の補正額は、３０億１，９００万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ４３０億９，４００万円となります。

補正の背景といたしましては、第４号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、基金積立金、新型コロナウイルス予防事業、商工振興事業及び道路維持補修事業の増額でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金及び繰越金の増額でございます。

また、事業の進捗等により、債務負担行為並びに地方債の追加及び変更を行うものでございます。

次に、**議案第３９号**、令和５年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

今回の補正額は、１，７５８万２千円の減額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ７４億７，８４１万８千円となります。

歳出の主なものは、事業費納付金の減額及び償還金の増額で

ございます。

歳入の主なものは、基金繰入金の減額及び前年度繰越金の増額でございます。

次に、**議案第 4 0 号**、令和 5 年度御殿場市公設浄化槽事業会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正額は、5 1 1 万 6 千円の増額で、補正内容は、人件費の増額でございます。

また、特例的収入支出及び固定資産等について、公営企業法の適用に伴う打切り決算により確定したため、実額に合わせて補正するものでございます。

次に、**議案第 4 1 号**、御殿場市印鑑条例等の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンを用いて、コンビニエンスストアなどの多機能端末機による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付が受けられるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 4 2 号**、御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例等の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について、公共下水道審議会の答申を踏まえ、市内部においても慎重に検討した結果、それぞれの使用料を令和 6 年 5 月から改定するため、また、使用料の消費税総額表示に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 4 3 号**、防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）の取得について申し上げます。

本案は、現在市民に貸与しております同報無線の戸別受信機が、耐用年数を超え、経年による劣化が進んでおりますことから、より安価でラジオ受信が可能な戸別受信機に更新すべく、過日入札に付しましたところ、予定価格が２，０００万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

次に、**議案第４４号**、市道路線の認定について申し上げます。

今回の認定は２路線で、いずれも都市計画法第３２条協議に基づく認定でございます。

次に、**同意第４号**、御殿場市教育委員会委員の任命について申し上げます。

本案は、本年９月３０日をもって任期満了となる長田光男（おさだ みつお）氏について、引き続き御殿場市教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、本日提案いたしました議案の提案理由の説明を終わりといたします。

慎重なご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。